

神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例

平成25年 3 月 14日

条例第63号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 市の基本的責務並びに要援護者支援団体、事業者及び要援護者の役割（第 3 条―第 6 条）

第 3 章 要援護者に係る情報の収集と提供（第 7 条―第 13 条）

第 4 章 要援護者への支援計画の策定等（第 14 条）

第 5 章 福祉避難所等における支援等（第 15 条―第 19 条）

第 6 章 補則（第 20 条）

附則

私たちの愛するまち神戸は、平成 7 年 1 月 17 日に発生した大地震により、かけがえない多くの生命を一瞬のうちに失い、未曾有の大被害を受けた。災害の大きな特徴として、多くの犠牲者の中で、特に高齢者の割合が高かったこと、避難所生活で体調を崩すなど大変な思いをされた高齢者や障害者が多くいたことなどがある。これらを受け、国は、自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための早急な取組の一つとして「災害時要援護者の避難支援対策の促進」を掲げている。しかし、今日に至るまで、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災及び全国で発生した多くの自然災害を見てもまだまだ満足いくものとはなっていない。

神戸市は、平成 10 年に「神戸市民の安全の推進に関する条例」を施行し、その第 17 条（要援護者への配慮）で、市が必要な施策の策定や体制の整備を行うべき旨を定めている。また、平成 16 年には「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」を制定し、その第 13 条（推進体制）において、市は地域を担当する組織及び職員の充実に努めると定めている。これらの規定により、神戸市における行政組織として各部局や区職員が地域を支援する仕組みは、整備されてきた。一方、平成 9 年に「神戸市個人情報保護条例」が施行され、平成 15 年に「個人情報の保護に関する法律」が制定された。これを契機に、市民の意識の点でも行政情報の取扱事務においても災害時要援護者の所在等の情報活用にあたっては慎重な配慮が求められ、地域における個人情報の適切な共有についての課題も指摘されるようになった。

今後、更なる高齢化に伴い誰もが要援護者になり得ることを踏まえ、住み慣れた地域で安心して住み続けられる共助の仕組みが必要となっている。そのためには、日頃の見守りや支え合いを基にした、災害時要援護者と支援を行う人が交流して信頼関係を築くことが大切であり、地域における様々な団体や事業者等が参加・連携し、日頃の付き合いや活動が防災・減災につながる地域の取組が期待されている。

このような認識の下、私たち全ての神戸市民は、それぞれの役割を自覚し、力を合わせて災害時要援護者をみんなで支援し、誰もが安心して暮らすことができる安全なまち「神戸」の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、要援護者が災害時において迅速かつ安全に避難をし、及び安心して避難生活を送るために必要な事項を定めるとともに、市の責務並びに要援護者支援団体、事業者及び要援護者の役割を明らかにすることにより、要援護者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 要援護者 災害時において高齢者、障害者その他の自力では迅速な避難行動及びその後の避難生活が困難なため、特に配慮及び援護を必要とすると認められる次に掲げる者をいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 神戸市が定めるところによる療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者その他これらに類するものとして市長が認める手帳の交付を受けている者

オ 単身の世帯の65歳以上の世帯主

カ 世帯の世帯主及び全ての世帯員が75歳以上の者である場合における、当該世帯主及び全ての世帯員

キ 認知症高齢者グループホーム（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。）、障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。）その他これらに類するものとして市長が認める共同住居に居住する者

ク 難病患者（昭和47年10月に厚生省が制定した難病対策要綱において難病対策として取り上げるべき疾病の範囲として整理されている病気に罹患している者をいう。）のうち次に掲げる者に該当するもの

(ア) 国の難病対策の一環として実施される難治性疾患克服研究事業の対象者

(イ) 都道府県が実施する特定疾患治療研究事業の対象者

(ウ) 都道府県、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）及び中核市（同法第252条の22第

1 項に規定する中核市をいう。) が実施する小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者

(エ) (ア) から (ウ) までは掲げる者のほか、これらに類する希少な疾患を有する者

ケ 乳幼児

コ 妊産婦

サ アからコまでに掲げる者のほか、特別な配慮及び援護を必要とする者

(2) 要援護者支援団体 要援護者の支援をしようとする防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、地区民生委員・児童委員協議会、消防団、地域自立支援協議会その他の団体であって市長が認めるものをいう。

第2章 市の基本的責務並びに要援護者支援団体、事業者及び要援護者の役割 (市の基本的責務)

第3条 市は、第1条に規定する目的ののっとり、要援護者に必要な配慮をし、及び援護をする体制が地域において整備されるよう施策の推進に努めるものとする。

2 市は、要援護者への支援業務に関係する横断的組織の確立及び窓口の明確化を図り、支援業務に必要な情報の共有及び活用に努めなければならない。

3 市は、要援護者を安全に避難させるため、避難準備情報その他の必要な情報が的確に伝わるよう多様な情報伝達の体制の整備に努めるものとする。

(要援護者支援団体の役割)

第4条 要援護者支援団体は、地域の安全に関する知識及び技術を習得し、市と協力して、要援護者に係る情報の整理及び更新、第14条第1項の規定に基づく支援計画の策定その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 要援護者支援団体は、市と協力して次に掲げる活動（以下「地域要援護者支援活動」という。）に努めるものとする。

(1) 要援護者の災害時における迅速な安全の確保を支援するために行う、平常時における声かけ、防災訓練の参加への働きかけ及び情報の提供

(2) 災害時における情報の提供、避難誘導、安否の確認及び避難生活の支援等

(事業者の役割)

第5条 事業者（要援護者支援団体を除く。）は、第1条に規定する目的のために市が進める施策に協力するとともに、地域要援護者支援活動に協力するよう努めるものとする。

(要援護者の役割)

第6条 要援護者は、自ら居住する住まいの安全の確保に努めるとともに、災害時の支援に必要な要援護者の有する情報の提供、近隣との交流、円滑な受援体制づくり及び地域要援護者支援活動に協力するよう努めるものとする。

第3章 要援護者に係る情報の収集及び提供 (個人情報収集及び要援護者支援団体への提供)

第7条 市長は、第3条第1項の規定に基づく体制の整備を推進するため、次に掲げる者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を本人（個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。以下同じ。）の同意を得て収集し、及び要援護者支援団体に提供することができる。

- （1） 介護保険法第27条第7項第1号に規定する要介護状態区分について市の認定を受けた者であって、その介護の必要の程度が要介護3から要介護5までに該当するもの
- （2） 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害の級別が1級又は2級であるもの
- （3） 療育手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度がAであるもの
- （4） 第2条第1号オ及びカに掲げる者
- （5） 前各号に掲げるもののほか、第2条第1号に規定する者のうち、要援護者支援団体が希望する者であって市長が認めるものその他災害時において支援を必要とすると市長が認めるもの

2 前項の規定により提供することができる個人情報は、同項各号に掲げる者の氏名、住所、生年月日及び性別並びに要援護者が提供することを希望する事項（地域要援護者支援活動を行うに当たり必要となる事項に限る。）とする。

3 市長は、前項の個人情報を要援護者台帳に登録し、及び第1項の規定により個人情報を提供する場合には当該要援護者台帳を要援護者支援団体に提供することにより行うことができる。

4 第1項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要援護者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、同項の規定の適用に関しては、これらのことについて本人の同意を得ているものと推定する。

（要援護者支援団体に対する提供の手続）

第8条 市長は、前条第3項の規定により要援護者支援団体に対して要援護者台帳を提供しようとするときは、当該要援護者支援団体からの申請に基づき、これを行うものとする。

2 要援護者支援団体は、市長に対して前項の申請を行おうとするときは、提供を受けようとする要援護者台帳を管理する者（以下「名簿管理者」という。）をあらかじめ定めておかなければならない。

（協定の締結等）

第9条 市長は、第7条第3項の規定により要援護者台帳を提供しようとするときは、あらかじめ、当該要援護者台帳の提供を受けようとする要援護者支援団体との間で提供する個人情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- （1） 要援護者支援団体が活動する地域的範囲
- （2） 提供しようとする個人情報に係る本人が居住する区域
- （3） 提供しようとする個人情報の管理及び更新の方法に関する事項
- （4） 提供しようとする個人情報の利用及び提供の制限に関する事項

- (5) 解除その他の協定に違反した場合の措置
- (6) 要援護者の支援に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、提供しようとする個人情報の管理に関し必要な事項

3 市長は、第1項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、同項の協定を締結した相手方から提供した個人情報の管理に関して報告を徴し、又は提供した個人情報の管理の状況を検査することができる。

(情報の安全管理)

第10条 第7条第1項の規定により個人情報の提供を受けた団体は、当該提供を受けた情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第11条 名簿管理者及び地域要援護者支援活動を行う者（以下「名簿管理者等」という。）は、地域要援護者支援活動の用に供する目的以外の目的のために、その管理し、閲覧し、又は取り扱う情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(守秘義務)

第12条 名簿管理者等は、地域要援護者支援活動により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。地域要援護者支援活動を行わなくなった後も、また、同様とする。

(緊急時における要援護者への支援台帳の作成等)

第13条 市長は、第7条第1項の規定に基づき個人情報を収集し、及び要援護者支援団体に提供することについて本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示され、同条第4項本文の規定による推定を受けなかったときであっても、緊急時における要援護者の安否の確認及び避難生活の支援のために災害の発生後直ちに情報の提供が行えるように、当該不同意に係る個人情報に関して要援護者登録保留台帳を作成するものとする。

2 市長は、緊急時において迅速に要援護者への支援活動を行うことができるよう、要援護者支援団体に対して協力するよう努めなければならない。

第4章 要援護者への支援計画の策定等

(要援護者への支援計画の策定等)

第14条 要援護者支援団体が支援計画を策定する場合にあつては、市及び要援護者支援団体は、互いに協力するよう努めなければならない。

2 要援護者支援団体は、前項の支援計画を策定するに当たっては、次に掲げる事項を市の協力を得て定めるよう努めることとする。

(1) 要援護者の事前の備え

(2) 避難所（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年厚生省告示第144号）第2条1に規定する避難所をいう。以下同じ。）への避難経路

(3) 避難所の運営における配慮

- (4) 要援護者の共同住居、自宅及び近隣における一時避難その他の避難所以外での避難
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、要援護者への支援に必要な事項
- 3 市長は、地域において要援護者支援団体が複数あるときは、これらの要援護者支援団体及び関係者で構成する会議（以下「要援護者支援団体会議」という。）を設置し、及び要援護者支援団体会議における情報交換に努めなければならない。
- 4 市長は、次に掲げる事項が円滑に行われるようにするために、予算の範囲内において専門家による人材派遣の支援その他必要な措置を行うことができる。
- (1) 要援護者支援団体会議の設置及び運営に関すること。
 - (2) 要援護者支援団体による支援計画の策定その他必要な事項の決定に関すること。
- 5 要援護者は、要援護者支援団体が支援計画を策定するに当たっては、要援護者の有する必要な個別の情報の提供その他の協力に努めなければならない。

第5章 福祉避難所等における支援等

（要援護者相談員の設置）

第15条 市長は、災害時においては、次に掲げる事務その他の事務を行う要援護者相談員の配置に努めるものとする。

- (1) 要援護者支援団体と協力して要援護者からの相談に対応する事務
- (2) 要援護者への確実な情報の伝達及び支援物資の提供を行う事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、災害時に必要となる事務

（避難所等の環境整備）

第16条 市長は、避難所のうち要援護者が安心して避難生活を送るために特別の配慮がなされた避難所（以下「福祉避難所」という。）へ避難するまでの間、安心して避難所その他の避難場所（以下「避難所等」という。）で生活を送ることができるよう避難所等における設備を整備し、神戸市地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項に規定する市町村地域防災計画として神戸市防災会議が作成したものをいう。以下同じ。）に基づいて必要品を備蓄するとともに、前条に規定する要援護者相談員その他の関係者への研修その他環境整備に努めるものとする。

（避難所等における保健救護及び医療救護に係る体制の整備）

第17条 市長は、避難所等の要援護者に対する保健救護及び医療救護を適切に行うため、関係機関と連携し、地域の医師会その他の医療保健関係団体との業務の協力体制の整備に努めるものとする。

（福祉避難所の整備等）

第18条 市長は、福祉避難所を整備し、神戸市地域防災計画に基づいて必要品を備蓄するとともに、要援護者に公正な対応ができるようその環境整備に努めるものとする。

- 2 市長は、民間の施設その他の施設を福祉避難所として活用できるよう当該施設の所有者等との間で協定を締結し、及び要援護者の受入体制の整備に努める

ものとする。

(福祉避難所の運営等)

第19条 市長は、福祉避難所の運営計画の策定に努めるとともに、要援護者及びその家族が専門的な生活相談及び福祉サービスを受けることができるよう適切な運営に努めるものとする。

2 市長は、福祉避難所の運営に当たる人材を確保するため、社会福祉施設、障害者団体、特定非営利活動法人、事業者その他関係団体との間で協定を締結し、及び運営体制の整備に努めるものとする。

第6章 補則

(施行細目の委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日条例第26号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例第2条第1号キの改正規定（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月20日条例第17号）抄

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和5年4月1日）